京都市告示第 9 号

児童福祉法(以下「法」という。)第21条の5の3の規定により、次のとおり法第21条の5の2第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成24年4月5日

京都市長 門川 大作

1 内容

申請者	申請者の主たる事務所の所在地	事業所の名称 (事業所番 号)	事業所の所在地	指定する事業の 種類
社会福祉法	京都市西京区樫原	洛西愛育園	京都市西京区樫原	保育所等訪問支
人京都基督	百々ケ池3	(26540	百々ケ池23	援
教福祉会		00013)		
有限会社ら	京都市北区北野紅	訪問ひろば	京都市北区北野紅	保育所等訪問支
<	梅町85番地	(26501	梅町85番地	援
		00080)		
社会福祉法	京都市伏見区桃山	洛和山科小山	京都市山科区小山	保育所等訪問支
人洛和福祉	町大島38-52	児童園てくて	鎮守町9-1	援
会	8	く親子教室		
		(26541		
		00011)		
社会福祉法	京都市伏見区桃山	自閉症・情緒	京都市伏見区桃山	保育所等訪問支
人京都国際	町本多上野84番	障害児等療育	町本多上野84番	援
社会福祉協	地	相談室(のぞ	地	
力会		み親子教室)		
		(26509		
		00059)		

2 指定年月日

平成24年4月1日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)